

参 照 条 文 目 次

一	国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）（抄）	1
二	国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）（抄）	4
三	宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）	5
四	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）	5
五	日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）（抄）	6
六	公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）（抄）	6
七	内閣法制局設置法（昭和二十七年七月三十一日法律第二百五十二号）（抄）	6
八	内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第百九十号）（抄）	7
九	警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）	8
十	警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（抄）	8
十一	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（抄）	9
十二	金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）（抄）	9
十三	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	10
十四	会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	11
十五	自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）（抄）	12
十六	国家行政組織法の一部を改正する法律（平成十一年法律第九十号）による改正前の国家行政組織法（昭和二十三年法律第百三十号）（抄）	12
十七	中央省庁等改革のための内閣関係政令等の整備に関する政令（平成十二年政令第三百三号）による改正前の内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）（抄）	13
十八	金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成九年法律第百二号）による改正前の旧大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）（抄）	14
十九	金融再生委員会設置法（平成十年法律第百三十号）附則第三条の規定による廃止前の金融監督庁設置法（平成九年法律第百一号）（抄）	14

二十 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第百二号）による改正前の旧金融再生委員会設置法
（平成十年法律第百三十号）（抄）・・

。国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）（抄）

第百九条

一（十三）（略）

十四 離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

十五 国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長若しくは課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

十六 国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、局長等としての在職機関に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

十七 在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人若しくは都道府県警察（以下この号において「行政機関等」という。）に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、特定独立行政法人若しくは都道府県と営利企業等（再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該行政機関等においてその締結について自らが決定したもの又は当該行政機関等による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

十八 （略）

第百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

一 職務上不正な行為（第百六条の二第一項又は第百六条の三第一項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。）をすること若しくはしたことが、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに關し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の

地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

二 職務に関し、他の役職員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに關し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

三 前号（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号（同項において準用する場合を含む。）の要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた職員

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中独立行政法人通則法第六十条及び第七十一条の改正規定並びに附則第三条及び第十四条から第十六条までの規定 公布の日
- 二 第一条中国国家公務員法第三十八条第四号の改正規定、同法第九十九条の改正規定（同条第十二号に係る部分を除く。）、同法第一百零一条の改正規定（同項第三号、第五号の二及び第十八号に係る部分を除く。）、及び同法本則に二条を加える改正規定（同法第一百二十二条に係る部分に限る。）、第三条中独立行政法人通則法第五十四条の次に一条を加える改正規定（国家公務員法第九十九条及び第一百二十二条の準用に係る部分に限る。）並びに附則第七条、第十条（附則第七条の準用に係る部分に限る。）、第十一条（附則第七条の準用に係る部分に限る。）及び第三十条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第二条、第四条及び第五条の規定並びに次条、附則第八条、第十一条（附則第八条の準用に係る部分に限る。）、第二十条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条から第三十五条まで及び第三十六条（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第十六条及び第二十四条第一項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める改正規定に限る。）の規定並びに附則第四十条中内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）目次の改正規定及び同法第六十七条を削り、同法第六十八条を同法第六十七条とする改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間においては、第一条の規定による改正後の国家公務員法第九十九条第十四号から第十八号まで及び第一百二十二条における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、同条第一号中「不

正な行為（第百六条の二第一項又は第百六条の三第一項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。）とあるのは、「不正な行為」とする。

一 再就職者 職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者のうち、退職手当通算予定職員（任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ引き続いて退職手当通算法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（退職手当その他これに相当する給付に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。）をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。）であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者以外の者

二 局等組織 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七条第一項に規定する官房若しくは局、同法第八条の二に規定する施設等機関その他これらに準ずる国の部局若しくは機関として政令で定めるもの、これらに相当する特定独立行政法人の組織として政令で定めるもの又は都道府県警察

三 役職員 職員又は特定独立行政法人の役員

四 契約等事務 国、特定独立行政法人若しくは都道府県と営利企業等（再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務

五 営利企業等 営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）

六 局長等としての在職機関 国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察

七 子法人 営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるもの

。国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）（抄）

第六条 委員会の長は、委員長とし、庁の長は、長官とする。

（事務次官及び庁の次長等）

第十八条 各省には、事務次官一人を置く。

2 事務次官は、その省の長である大臣を助け、省務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。

3 各庁には、特に必要がある場合には、長官を助け、庁務を整理する職として次長を置くことができるものとし、その設置及び定数は、政令でこれを定める。

4 各省及び各庁には、特に必要がある場合には、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、法律（庁にあつては、政令）でこれを定める。

（官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等）

第二十条 各省には、特に必要がある場合には、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

2 各庁には、特に必要がある場合には、官房及び部の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で部長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

3 各省及び各庁（実施庁を除く。）には、特に必要がある場合には、前二項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

4 実施庁には、特に必要がある場合には、政令の定める数の範囲内において、第二項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、省令でこれを定める。

（内部部局の職）

第二十一条 委員会の事務局並びに局、部、課及び課に準ずる室に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。

2 官房には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令でこれを定める。

3 局、部又は委員会の事務局には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とす

る。

5 実施庁に置かれる官房又は部には、政令の定める数の範囲内において、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、省令でこれを定める。官房又は部を置かない実施庁にこれらの職に相当する職を置くとともに、同様とする。

。 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）（抄）

第三条 宮内庁に、その所掌事務を遂行するため、長官官房並びに侍従職、東宮職及び式部職（以下「侍従職等」という。）を置くほか、政令の定めるところにより、必要な部を置くことができる。

2 長官官房及び部の所掌事務の範囲は、政令で定める。

3 長官官房、侍従職等及び部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

第十四条 宮内庁には、特に必要がある場合には、長官官房、侍従職等及び部の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で部長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

2 宮内庁には、特に必要がある場合には、前項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

第十五条 部、課及び課に準ずる室に、それぞれ部長、課長及び室長を置く。

2 長官官房には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。

3 部には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

4 長官官房、侍従職等又は部には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。

。 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第三十五条 公正取引委員会の事務を処理させるため、公正取引委員会に事務総局を置く。

事務総局に事務総長を置く。

事務総長は、事務総局の局務（第五十六条第一項の規定により、公正取引委員会が審判官を指定して行わせることとした事務を除く。）を統理する。

事務総局に官房及び局を置く。

内閣府設置法第十七条第二項 から第八項 までの規定は、前項の官房及び局の設置、所掌事務の範囲及び内部組織について準用する。

第四項の規定に基づき置かれる官房及び局の数は、三以内とする。

審判手続（審決を除く。）の全部又は一部を行わせるため、事務総局に審判官を置く。

審判官の定数は、政令で定める。

審判官は、事務総局の職員のうち、審判手続を行うについて必要な法律及び経済に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる者について、公正取引委員会が定める。

事務総局の職員中には、検察官、任命の際現に弁護士たる者又は弁護士の資格を有する者を加えなければならない。

前項の検察官たる職員の掌る職務は、この法律の規定に違反する事件に関するものに限る。

。 日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）（抄）

第十六条 日本学術会議に、事務局を置き、日本学術会議に関する事務を処理させる。

2 事務局に、局長その他所要の職員を置く。

3 前項の職員の任免は、会長の申出を考慮して内閣総理大臣が行う。

。 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）（抄）

（通則）

第一条 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）の予算の作成及び執行並びに決算の作成に関しては、この法律の定めるところによる。

。 内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）（抄）

（内部部局）

第四条 内閣法制局の事務を分掌させるため、内閣法制局に左の四部及び長官総務室を置く。

第一部

第二部

第三部

第四部

- 2 部及び長官総務室の所掌事務及び内部組織は、政令で定める。

(職員)

- 第五条 内閣法制局に内閣法制次長一人及び内閣法制局参事官、内閣法制局事務官その他所要の職員を置く。
- 2 次長は、長官を助け、局務を整理する。
- 3 参事官は、命を受け、第三条各号に掲げる事務をつかさどる。
- 4 事務官は、命を受け、事務を整理する。
- 5 部の長は部長とし、参事官をもつて充てる。

。 内閣法制局設置法施行令(昭和二十七年政令第二百九十号)(抄)

- 第一条の二 第一部に憲法資料調査室を置く。

- 2 憲法資料調査室においては、第一部の所掌事務のうち次に掲げる事項に係るものをつかさどる。

- 一 憲法調査会が憲法調査会法(昭和三十一年法律第四百十号)第二条の規定によつてした報告及び同調査会の議事録その他の関係資料の内容の整理に関する事項

- 二 前号に規定する報告に関する補充調査に必要な資料の収集に関する事項

- 三 前二号に掲げるものの外、特に命ぜられた事項

- 3 憲法資料調査室に室長を置く。室長は、命を受けて憲法資料調査室の事務を掌理する。

(長官総務室の内部組織)

- 第六条 長官総務室に総務主幹一人を置き、内閣法制局事務官をもつて充てる。

- 2 総務主幹は、命を受け、長官総務室の事務を掌理する。

- 3 長官総務室の事務を分掌させるため、長官総務室に総務課及び会計課を置く。

- 4 総務課においては、長官総務室の所掌事務のうち会計課の所掌に属しない事項に係るものをつかさどる。

- 5 会計課においては、長官総務室の所掌事務のうち、前条第八号に掲げる事項に係るものをつかさどる。

- 6 各課に課長を置く。課長は、命を受けて課の事務を掌理する。

- 第六条の二 長官総務室に、調査官一人を置く。

- 2 調査官は、命を受けて、長官総務室の所掌事務のうち重要事項の調査、企画及び立案に参画する。

。警察法（昭和二十九年六月八日法律第百六十二号）（抄）

（次長）

第十八条 警察庁に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。

（内部部局）

第十九条 警察庁に、長官官房及び次の五局を置く。

生活安全局

刑事局

交通局

警備局

情報通信局

2 刑事局に組織犯罪対策部を、警備局に外事情報部を置く。

（官房長、局長及び部長）

第二十条 長官官房に官房長を、各局に局長を置く。

2 官房長又は局長は、命を受け、長官官房の事務又は局務を掌理する。

3 各部に、部長を置く。

4 部長は、命を受け、部務を掌理する。

（課の設置等）

第二十六条 警察庁の課（室その他課に準ずるものを含む。）の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

2 警察庁の課に、課長（室にあつては、室長）を置く。

3 警察庁の長官官房、局又は部に、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くととき、又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くとときは、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。

。警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（抄）

（首席監察官）

第六条 長官官房に、首席監察官一人を置く。

- 2 首席監察官は、命を受け、監察に関する事務を掌理する。

。 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）

（組織）

第五条 本部の長は、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 本部に、国際平和協力副本部長（次項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官をもって充てる。

4 副本部長は、本部長の職務を助ける。

5 本部に、国際平和協力本部長（以下この条において「本部長」という。）を置く。

6 本部長は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣、関係行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

7 本部長は、本部長に対し、本部の事務に関し意見を述べることができる。

8 本部に、政令で定めるところにより、実施計画ごとに、期間を定めて、自ら国際平和協力業務を行うとともに海外において前条第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、協力隊を置くことができる。

9 本部に、本部の事務（協力隊の行うものを除く。）を処理させるため、事務局を置く。

10 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

11 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。

12 前各項に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

。 金融庁設置法（平成十年法律第二百十号）（抄）

（事務局）

第十九条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局の内部組織は、政令で定める。

（審判官）

第二十五条 金融商品取引法第六章の二第二節及び公認会計士法第五章の五の規定による審判手続の一部を行わせるため、金融庁に審判官五人以内を置く。

2 審判官は、金融庁の職員のうちから、審判手続を行うについて必要な法律及び金融に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者と認められる者について、長官が命ずる。

。内閣府設置法（平成十一年七月十六日法律第八十九号）（抄）

（内部部局等）

第十七条 本府には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局並びにこれらの所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置く。

2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

3 第一項の官房及び局並びに前項の部の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

4 第一項の官房及び局並びに第二項の部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

5 第一項の局、第二項の部並びに前項の課及びこれに準ずる室に、それぞれ局長、部長、課長及び室長を置く。

6 第一項の官房には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。

7 第一項の局又は第二項の部には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

8 第一項の官房若しくは局又は第二項の部に、その所掌事務の一部を総括整理する職又は第四項の課（これに準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。

9 第一項の局長に準ずる職の設置、職務及び定数は、政令で定める。

10 本府には、第一項の局長に準ずる職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職であつて課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

（庁の次長等）

第六十一条 各庁には、特に必要がある場合においては、その庁の長である長官を助け、庁務を整理する職として次長を置くことができるものとし、その設置及び定数は、政令で定める。

2 各庁には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、

政令で定める。

（官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等）

第六十二条 第五十三条第二項の規定により官房又は局を置く各庁には、特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

2 第五十三条第一項の規定により官房又は部を置く各庁には、特に必要がある場合においては、官房及び部の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で部長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

3 各庁には、特に必要がある場合においては、前二項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

（内部部局の職）

第六十三条 委員会の事務局並びに第五十三条第二項の局（以下この条において「局」という。）、第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第三項の部（以下この条において「部」という。）並びに第五十一条第三項及び第五十三条第五項の課及びこれに準ずる室（以下この条において「課及びこれに準ずる室」という。）に、それぞれ事務局局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。

2 第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項の官房（以下この条において「官房」という。）には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。

3 委員会の事務局又は局若しくは部には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

4 委員会の事務局又は官房、局若しくは部には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課及びこれに準ずる室の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。官房、局又は部を置かない庁にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

。 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（特別清算事件の管轄）

第八百七十九条 第八百六十八条第一項の規定にかかわらず、法人が株式会社の総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次項において同じ。）の議決権の過半数を有する場合には、当該法人（以下この条において「親法人」という。）について特別清算事件、破産事件、再生事件又は更生事件（以下この条において「特別清算事件等」という。）が係属しているときにおける当該株式会社についての特別清算開始の申立ては、親法人の特別清算事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

- 2 前項に規定する株式会社又は親法人及び同項に規定する株式会社が他の株式会社の議決権の過半数を有する場合には、当該の株式会社についての特別清算開始の申立ては、親法人の特別清算事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。
- 3 前二項の規定の適用については、第三百八条第一項の法務省令で定める株主は、その有する株式について、議決権を有するものとみなす。
- 4 第八百六十八条第一項の規定にかかわらず、株式会社が最終事業年度について第四百四十四条の規定により当該株式会社及び他の株式会社に係る連結計算書類を作成し、かつ、当該株式会社の定時株主総会においてその内容が報告された場合には、当該株式会社について特別清算事件等が係属しているときにおける当該他の株式会社についての特別清算開始の申立ては、当該株式会社の特別清算事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

。自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条並びに附則第十四条、第十五条、第十七条、第二十五条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三十日までの間において政令で定める日

（日本小型自動車振興会の解散等）

第十条 日本小型自動車振興会は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の時にいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時にいて第四条の規定による改正後の小型自動車競走法第二十七条第一項の指定を受けた法人（以下この条及び附則第十五条において「小型自動車競走振興法人」という。）が承継する。

抄）
。国家行政組織法の一部を改正する法律（平成十一年法律第九十号）による改正前の国家行政組織法（昭和二十三年法律第三百十号）（抄）

（事務次官及び庁の次長等）

第十七条の二 各省及び法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁には、事務次官一人を置く。

事務次官は、その機関の長たる大臣を助け、省務又は庁務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。

法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている庁以外の庁には、特に必要がある場合においては、長官を助け、庁務を整理する職として次長を置くことができるものとし、その設置は、政令でこれを定める。

総理府、各省及び各庁には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置及び職務は、法律（法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている庁以外の庁にあつては、政令）でこれを定める。（略）

（内部部局の職）

第十九条 委員会の事務局並びに局、部、課及び課に準ずる室に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。

官房に長を置くと、又は局、部若しくは委員会の事務局に次長を置くときは、その設置及び職務は、政令でこれを定める。

官房、局、部又は委員会の事務局に、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くと、又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くときは、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房、局又は部を置かない庁にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

。 中央省庁等改革のための内閣関係政令等の整備に関する政令（平成十二年政令第三百三三号）による改正前の内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）（抄）

（内閣参事官の所属等）

第九条 内閣参事官は、内閣参事官室に属する。

内閣参事官は、上司の命を受け、各別に又は一体的にその職務を行うものとする。

内閣参事官室に首席内閣参事官を置き、内閣参事官のうちから命ずる。

首席内閣参事官は、内閣参事官室の事務を総括整理する。

（内閣審議官の所属等）

第十条 内閣審議官は、内閣内政審議室、内閣外政審議室、内閣安全保障・危機管理室又は内閣広報官室に属する。

内閣内政審議室、内閣外政審議室及び内閣安全保障・危機管理室にそれぞれ室長を置き、内閣審議官のうちから命ずる。

各室長は、第三条、第四条又は第五条に規定する事務について内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監（以下「内閣官房長官等」という。）を助け、それぞれ内閣内政審議室、内閣外政審議室又は内閣安全保障・危機管理室の事務を掌理する。

（内閣調査官の所属等）

第十二条 内閣調査官は、内閣情報調査室に属する。

内閣情報調査室に室長を置き、内閣調査官のうちから命ずる。

室長は、第七条に規定する事務について内閣官房長官等を助け、内閣情報調査室の事務を掌理する。

。金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成九年法律第百二号）による改正前の旧大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）（抄）

（設置）

第七条 本省に、証券取引等監視委員会（以下この節において「委員会」という。）を置く。

（事務局）

第十八条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

事務局の内部組織は、政令で定める。

抄）。金融再生委員会設置法（平成十年法律第百三十号）附則第三条の規定による廃止前の金融監督庁設置法（平成九年法律第百一号）（抄）

（設置及び所掌事務）

第七条 金融監督庁に、証券取引等監視委員会（以下この節において「委員会」という。）を置く。

委員会は、第四条第八号から第十号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事務に係る法律（法律に基づく命令を含む。）に基づきその権限に属させられた事項に係る事務並びに同条第二十四号に掲げる事務をつかさどる。

（事務局）

第十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

事務局の内部組織は、政令で定める。

。中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第百二号）による改正前の旧金融再生委員会設置法（平成十年法律第百三十号）（抄）

（事務局）

第二十八条 証券取引等監視委員会の局務を処理させるため、証券取引等監視委員会に事務局を置く。

事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

事務局の内部組織は、政令で定める。